

老人保健施設 あかまつの里ななえ

通所リハビリテーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定番号 0151580024

当事業所はご契約者に対して指定通所リハビリテーションサービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◇◆	1
1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的	2
4. 運営方針	2～3
5. 従業者の職種、員数	3
6. 従業者の職務内容	3～4
7. 秘密の保持	4
8. 利用定員	4
9. 通所リハビリテーションサービスの内容	4～5
10. 利用料その他の負担額	5～6
11. サービス利用に当たっての留意事項	7
12. 身体の拘束	7
13. 虐待の防止等	7
14. 非常災害対策	7～8
15. 事故発生時における対応方法	8
16. 苦情の受付について	9
17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	10

1. 事業者（運営規程第4条参照）

- (1) 法人名 医療法人社団健和会
- (2) 法人所在地 北海道函館市石川町125番地1
- (3) 電話番号 0138-47-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 大村 和久

2. 事業所の概要（運営規程第4条参照）

- (1) 事業所の種類 指定通所リハビリテーション事業所
- (2) 事業所の名称 老人保健施設あかまつの里ななえ通所リハビリテーション
- (3) 事業所の所在地 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号
- (4) 電話番号 0138-65-1130
- (5) 事業所長（管理者）氏名 竹内 恒雄
- (6) 開設年月 平成8年7月1日

当医療法人では、次の事業もあわせて実施している。

【老人保健施設】	あかまつの里ななえ	
【短期入所療養介護】	あかまつの里ななえ	
【介護予防短期入所療養介護】	あかまつの里ななえ	
【介護予防通所リハビリテーション】	あかまつの里ななえ	
【居宅介護支援事業】	ケアプランセンター	あかまつ
【訪問介護】	ヘルパーステーション	ほのか
【総合事業訪問介護】	ヘルパーステーション	ほのか
【総合事業生活援助】	ヘルパーステーション	ほのか
【訪問看護】	訪問看護ステーション	りんごの樹
【介護予防訪問看護】	訪問看護ステーション	りんごの樹

3. 事業の目的（運営規程第2条参照）

通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

4. 運営方針（運営規程第3条参照）

- (1) 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持

回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
- (4) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (5) 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「明るい笑顔」で「健やかに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意（同意書）を得て実施するよう努める。

5. 従業者の職種、員数 （運営規程第5条参照）

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者（医師）	1人（常勤兼務）
(2) 看護職員	常勤換算にて1.0人以上
(3) 介護職員	常勤換算にて5.0人以上
(4) 支援相談員	常勤兼務にて1.0人以上
(5) 理学療法士	常勤換算にて1.0人以上
(6) 作業療法士	常勤換算にて1.0人以上

6. 従業者の職務内容

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき利用者の投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーションサービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーションサービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

7. 秘密保持 (契約書第14条参照)

- (1) 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及びその家族に説明し、予め同意(同意書)を得た上で行うものとする。
- (2) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (3) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研修会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- (4) 前項に掲げる事項は、サービス利用終了後も同様の取り扱いとする。
- (5) 事業者及びその従業者は、秘密保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

8. 利用定員 (運営規程第8条参照)

通所リハビリテーションの利用定員数は、45人とする。

9. 通所リハビリテーションサービスの内容 (契約書第3条参照)

事業者は、通所リハビリテーションサービス計画に沿って、利用者に食事、介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助を提供し、また、サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者又はその家族の希望、状況等に応じて、適切なサービスを提供するものとする。

具体的内容

① 食事

- ・管理栄養士のたてる献立表による、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事の提供。

② 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

③ 入浴

- ・入浴または清拭を行い、立位困難な方や寝たきり等で座位のとれない方については、

特殊入浴装置を用いての入浴も可能とする。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の維持・改善に努める。

⑤ 相談及び援助

- ・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

10. 利用料その他の負担額（運営規程第10条参照）

指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とする。

◇介護保険適用関係（介護保険1割負担の金額で表記）

（1）保険給付の自己負担額（6時間以上7時間未満）（1日につき）

・要介護1	715円	・要介護2	850円
・要介護3	981円	・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円		

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円（1日につき）

② リハビリテーション提供体制加算（4）24円（1日につき）

③ 中重度者ケア体制加算20円（1日につき）

④ 入浴介助加算（Ⅰ）40円（1日につき）

⑤ ・リハビリテーションマネジメント加算（21）※開始から6月以内
593円（1月につき）

・リハビリテーションマネジメント加算（22）※開始日から6月超
273円（1月につき）

⑥ リハビリテーションマネジメント加算（4）270円（1月につき）

⑦ 科学的介護推進体制加算40円（1月につき）

⑧ 短期集中個別リハビリテーション実施加算110円（1日につき）

⑨ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）240円（1日につき）

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）1,920円（1月につき）

⑩ 重度療養管理加算100円（1日につき）

⑪ 退院時共同指導加算600円（1回につき）

*上記、介護保険適用関係の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として6.6%の加算率を乗じた金額が加算される。

◇介護保険適用外関係

(2) 指定通所リハビリテーションのサービスの提供を受けた場合、介護保険適用外のサービス利用料として下記料金の実費負担をしていただくものとする。

① 食費

食事代として請求する。

1 日 (昼食) 5 5 0 円

② 日用品費

実費

日常生活上必要と思われる品目を、下記の中から選択していただき、その品目にかかる単価の合計を 1 日分の日用品費として請求する。

・バスタオル	4 0 円 / 1 枚
・フェイスタオル	2 5 円 / 1 枚
・リンスインシャンプー	3 5 円 / 入浴 1 回
・ボディーソープ	2 5 円 / 入浴 1 回
・入浴用おしぼり	2 0 円 / 1 枚
・食事用おしぼり	1 5 円 / 1 枚
・おやつ	5 0 円 / 1 食

③ オムツ代

実費

施設のオムツ使用の場合に請求する。

・パット	3 5 円 / 枚 (税込)
・テープ式オムツ	1 2 0 円 / 枚 (税込)
・リハビリパンツ	1 3 0 円 / 枚 (税込)

④ 趣味活動費

実費

外部講師による書道・手芸・陶芸、その他自主的な心身の活性化を図る諸活動等、利用者が希望参加された場合に請求する。

⑤ 理容代

実費

利用した場合に請求する。

・カット	2, 0 0 0 円 (税込)
・パーマ	4, 0 0 0 円 (税込)
・パーマセット(カット、パーマ)	5, 0 0 0 円 (税込)
・髪染め	3, 5 0 0 円 (税込)
・髪染めセット(カット、髪染め)	4, 5 0 0 円 (税込)
・顔そり	8 0 0 円 (税込)

(3) 前項の費用の支払を受けるためには、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

1 1. サービス利用に当たっての留意事項 （運営規程第 1 3 条参照）

利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- ① 通所リハビリテーション利用時は、単独で施設外に出ないこと。
- ② 火気の取り扱いは厳禁であること。
- ③ 施設の設備・備品は大切に扱うこと。
- ④ 所持品・備品等の持ち込みについては、事前に職員に相談すること。
- ⑤ 金銭や貴重品の貸し借りはしないこと。
- ⑥ 宗教活動はしないこと。
- ⑦ ペットを連れ込まないこと。

1 2. 身体拘束 （契約書第 1 2 条参照）

- (1) 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業者は身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業者はその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及びその家族に説明し文書で同意書を得た上で対応処置をするものとする。

1 3. 虐待の防止等 （運営規程第 1 4 条参照）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1 4. 非常災害対策 （運営規程第 1 6 条参照）

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 防火管理者は併設する老人保健施設の防火管理者が兼務する。

- (2) 火元責任者には、通所リハビリテーションの事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備（スプリンクラー、消火器、消火栓等）は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、併設する老人保健施設に自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。尚、訓練は併設する老人保健施設と共同で行う。
 - ① 防火教育及び基本訓練（防火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

15. 事故発生時における対応方法（契約書第11条参照）

- (1) サービス提供等により事故が発生した場合、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設医師又は主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関並びに、他の専門的機関での診療を依頼するものとする。
- (3) 前2項のほか、当事業所は速やかに市町村、利用者の家族に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

（ア）協力医療機関

・名 称 ななえ新病院
住 所 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5

・名 称 函館新都市病院
住 所 北海道函館市石川町331番地1

（イ）協力歯科医療機関

・名 称 佐藤歯科クリニック
住 所 北海道亀田郡七飯町字桜町468

16. 苦情の受付について（契約書第16条参照）

事業所は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情等迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けるものとする。

【苦情受付窓口】

「老人保健施設あかまつの里ななえ サービス向上委員会」

〔住所〕 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号

〔電話〕 0138-65-1130

〔FAX〕 0138-66-2110

【受付時間】

月曜日～金曜日・・・・・・・・・・8時45分～17時15分

第1・第3土曜日・・・・・・・・・・8時45分～12時30分

（2）その他苦情受付機関

- | | | |
|--------------|------|-----------------|
| ・七飯町介護保険相談窓口 | 所在地 | 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 |
| 七飯町民生部福祉課 | 電話番号 | 0138-65-2511 |
| 介護保険係 | 受付時間 | 8時30分～17時15分 |
| ・函館市介護保険相談窓口 | 所在地 | 函館市東雲町4番13号 |
| 函館市保健福祉部 | 電話番号 | 0138-21-3025 |
| 高齢福祉課 | 受付時間 | 8時45分～17時30分 |
| ・北斗市介護保険相談窓口 | 所在地 | 北斗市中央1丁目3番10号 |
| 北斗市民生部 | 電話番号 | 0138-73-3111 |
| 保健福祉課 | 受付時間 | 8時30分～17時00分 |
| ・国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 札幌市中央区南2条西14丁目 |
| | 電話番号 | 011-231-5161 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時00分 |
| ・北海道福祉サービス | 所在地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| 適正化委員会 | 電話番号 | 011-204-6310 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時00分 |

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

老人保健施設 あかまつの里ななえ

介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定番号 0151580024

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◇◆	1
1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的	2
4. 運営方針	3
5. 従業者の職種、員数	3
6. 従業者の職務内容	3～4
7. 秘密の保持	4
8. 利用定員	4
9. 介護予防通所リハビリテーションサービスの内容	4～5
10. 利用料その他の負担額	5～6
11. サービス利用に当たっての留意事項	7
12. 身体の拘束	7
13. 虐待の防止等	7
14. 非常災害対策	7～8
15. 事故発生時における対応方法	8
16. 苦情の受付について	9
17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	10

1. 事業者 (運営規程第4条参照)

- (1) 法人名 医療法人社団健和会
- (2) 法人所在地 北海道函館市石川町125番地1
- (3) 電話番号 0138-47-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 大村 和久

2. 事業所の概要 (運営規程第4条参照)

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所リハビリテーション事業所
- (2) 事業所の名称 老人保健施設あかまつの里ななえ
介護予防通所リハビリテーション
- (3) 事業所の所在地 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号
- (4) 電話番号 0138-65-1130
- (5) 事業所長(管理者)氏名 竹内 恒雄
- (6) 開設年月 平成8年7月1日

当医療法人では、次の事業もあわせて実施している。

【老人保健施設】	あかまつの里ななえ
【短期入所療養介護】	あかまつの里ななえ
【介護予防短期入所療養介護】	あかまつの里ななえ
【通所リハビリテーション】	あかまつの里ななえ
【居宅介護支援事業】	ケアプランセンター あかまつ
【訪問介護】	ヘルパーステーション ほのか
【総合事業訪問介護】	ヘルパーステーション ほのか
【総合事業生活援助】	ヘルパーステーション ほのか
【訪問看護】	訪問看護ステーション りんごの樹
【介護予防訪問看護】	訪問看護ステーション りんごの樹

3. 事業の目的 (運営規程第2条参照)

介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の主旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としている。

4. 運営方針 （運営規程第3条参照）

- （1）当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が介護が必要な状態にならないよう在宅ケアの支援に努める。
- （2）当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- （3）当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
- （4）当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- （5）当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「明るい笑顔」で「健やかに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- （6）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意（同意書）を得て実施するよう努める。

5. 従業者の職種、員数 （運営規程第5条参照）

当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（1）管理者（医師）	1人（常勤兼務）
（2）看護職員	常勤換算にて1.0人以上
（3）介護職員	常勤換算にて5.0人以上
（4）支援相談員	常勤兼務にて1.0人以上
（5）理学療法士	常勤換算にて1.0人以上
（6）作業療法士	常勤換算にて1.0人以上

6. 従業者の職務内容

- （1）管理者は、介護予防通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- （2）医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- （3）看護職員は、医師の指示に基づき利用者の投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービス計画に基づく看

護を行う。

- (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

7. 秘密保持 (契約書第14条参照)

- (1) 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと。但し、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及びその家族に説明し、予め同意（同意書）を得た上で行うものとする。
- (2) 介護予防サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (3) 介護予防サービスの質の向上のための学会、研修会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- (4) 前項に掲げる事項は、サービス利用終了後も同様の取り扱いとする。
- (5) 事業者及びその従業者は、秘密保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

8. 利用定員 (運営規程第8条参照)

通所リハビリテーションと合わせて45人とする。

9. 介護予防通所リハビリテーションサービスの内容 (契約書第3条参照)

事業者は、介護予防通所リハビリテーションサービス計画に沿って、利用者に食事、介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助を提供し、また、サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者又はその家族の希望、状況等に応じて、適切なサービスを提供するものとする。

具体的内容

① 食事

- ・ 管理栄養士のたてる献立表による、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事の提供。

② 排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

③ 入浴

- ・ 入浴または清拭を行い、立位困難な方や寝たきり等で座位のとれない方については、特殊入浴装置を用いての入浴も可能とする。

④ 機能訓練（運動機能向上サービス）

- ・ 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の維持・改善に努める。
- ・ 利用者の状況に応じ、運動器の機能向上を目的として利用者ごとに運動機能向上計画を作成し、個別的にリハビリテーションを実施する。

⑤ 相談及び援助

- ・ 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

10. 利用料その他の負担額（運営規程第10条参照）

指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とする。

◇介護保険適用関係（介護保険1割負担の金額で表記）

（1）保険給付の自己負担額

- | | |
|---------|----------------|
| ・ 要支援 1 | 2, 268円（1月につき） |
| ・ 要支援 2 | 4, 228円（1月につき） |

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- | | |
|---------|-------------|
| ・ 要支援 1 | 88円（1月につき） |
| ・ 要支援 2 | 176円（1月につき） |

② 科学的介護推進体制加算 40円（1月につき）

③ 退院時共同指導加算 600円（1回につき）

* 上記、介護保険適用関係の金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として6.6%の加算率を乗じた金額が加算される。

◇介護保険適用外関係

(2) 指定介護予防通所リハビリテーションのサービスの提供を受けた場合、介護保険適用外のサービス利用料として下記料金の実費負担をしていただくものとする。

① 食費

食事代として請求する。

1 日 (昼食) 5 5 0 円

② 日用品費

実費

日常生活上必要と思われる品目を、下記の中から選択していただき、その品目にかかる単価の合計を 1 日分の日用品費として請求する。

・バスタオル	4 0 円 / 1 枚
・フェイスタオル	2 5 円 / 1 枚
・リンスインシャンプー	3 5 円 / 入浴 1 回
・ボディーソープ	2 5 円 / 入浴 1 回
・入浴用おしぼり	2 0 円 / 1 枚
・食事用おしぼり	1 5 円 / 1 枚
・おやつ	5 0 円 / 1 食

③ オムツ代

実費

施設のオムツ使用の場合に請求する。

・パット	3 5 円 / 枚 (税込)
・テープ式オムツ	1 2 0 円 / 枚 (税込)
・リハビリパンツ	1 3 0 円 / 枚 (税込)

④ 趣味活動費

実費

外部講師による書道・手芸・陶芸、その他 自主的な心身の活性化を図る諸活動等、利用者が希望参加された場合に請求する。

⑤ 理容代

実費

利用した場合に請求する。

・カット	2, 0 0 0 円 (税込)
・パーマ	4, 0 0 0 円 (税込)
・パーマセット(カット、パーマ)	5, 0 0 0 円 (税込)
・髪染め	3, 5 0 0 円 (税込)
・髪染めセット(カット、髪染め)	4, 5 0 0 円 (税込)
・顔そり	8 0 0 円 (税込)

(3) 前項の費用の支払を受けるためには、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

1 1. サービス利用に当たっての留意事項 （運営規程第 1 3 条参照）

利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- ① 介護予防通所リハビリテーション利用時は、単独で施設外に出ないこと。
- ② 火気の取り扱いは厳禁であること。
- ③ 施設の設備・備品は大切に扱うこと。
- ④ 所持品・備品等の持ち込みについては、事前に職員に相談すること。
- ⑤ 金銭や貴重品の貸し借りはしないこと。
- ⑥ 宗教活動はしないこと。
- ⑦ ペットを連れ込まないこと。

1 2. 身体の拘束 （契約書第 1 2 条参照）

- （1）事業者は、原則として利用者に対し身体の拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業者は身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業者はその様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- （2）緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及びその家族に説明し文書で同意書を得た上で対応処置をするものとする。

1 3. 虐待の防止等 （運営規程第 1 4 条参照）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1 4. 非常災害対策 （運営規程第 1 5 条参照）

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、避難、救出その他必要な訓練を行う。

- （1）防火管理者は併設する老人保健施設の防火管理者が兼務する。

- (2) 火元責任者には、介護予防通所リハビリテーションの事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備（スプリンクラー、消火器、消火栓等）は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、併設する老人保健施設に自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。尚、訓練は併設する老人保健施設と共同で行う。
 - ① 防火教育及び基本訓練（防火・通報・避難）・・・・・・・・・・年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随 時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

1 5. 事故発生時における対応方法（契約書第 1 1 条参照）

- (1) サービス提供等により事故が発生した場合、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設医師又は主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関並びに、他の専門的機関での診療を依頼することとする。
- (3) 前 2 項のほか、当事業所は速やかに市町村、利用者の家族に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

（ア）協力医療機関

・名 称 ななえ新病院
住 所 北海道亀田郡七飯町本町 7 丁目 6 5 7 番地 5

・名 称 函館新都市病院
住 所 北海道函館市石川町 3 3 1 番地 1

（イ）協力歯科医療機関

・名 称 佐藤歯科クリニック
住 所 北海道亀田郡七飯町字桜町 4 6 8

16. 苦情の受付について（契約書第16条参照）

事業所は、提供した介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情等迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けることとする。

【苦情受付窓口】

「老人保健施設あかまつの里ななえ サービス向上委員会」

【住所】 北海道亀田郡七飯町本町4丁目6番10号

【電話】 0138-65-1130

【FAX】 0138-66-2110

【受付時間】

月曜日～金曜日・・・・・・・・・・8時45分～17時15分

第1・第3土曜日・・・・・・・・・・8時45分～12時30分

（2）その他苦情受付機関

・七飯町介護保険相談窓口	所在地	亀田郡七飯町本町6丁目1番1号
七飯町民生部福祉課	電話番号	0138-65-2511
介護保険係	受付時間	8時30分～17時15分
・函館市介護保険相談窓口	所在地	函館市東雲町4番13号
函館市保健福祉部	電話番号	0138-21-3025
高齢福祉課	受付時間	8時45分～17時30分
・北斗市介護保険相談窓口	所在地	北斗市中央区1丁目3番10号
北斗市民生部	電話番号	0138-73-3111
保健福祉課	受付時間	8時30分～17時00分
・国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9時00分～17時00分
・北海道福祉サービス	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目
適正化委員会	電話番号	011-204-6310
	受付時間	9時00分～17時00分

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	